

第7号 平成17年5月13日(金曜日)

[会議録本文へ](#)

平成十七年五月十三日(金曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 赤松 広隆君
理事 谷本 龍哉君 理事 中谷 元君
理事 原田 義昭君 理事 渡辺 博道君
理事 大谷 信盛君 理事 首藤 信彦君
理事 増子 輝彦君 理事 丸谷 佳織君
宇野 治君 植竹 繁雄君
小野寺五典君 木村 隆秀君
高村 正彦君 鈴木 淳司君
土屋 品子君 西銘恒三郎君
平沢 勝栄君 三ッ矢憲生君
宮下 一郎君 川内 博史君
河村たかし君 武正 公一君
中山 義活君 永田 寿康君
古本伸一郎君 牧野 聖修君
松原 仁君 赤羽 一嘉君
赤嶺 政賢君 東門美津子君

外務大臣 町村 信孝君
外務副大臣 逢沢 一郎君
外務大臣政務官 小野寺五典君
政府参考人
(内閣官房内閣参事官) 鈴木 基久君
政府参考人
(警察庁生活安全局長) 伊藤 哲朗君
政府参考人
(警察庁刑事局組織犯罪対策部長) 知念 良博君
政府参考人
(防衛庁運用局長) 大古 和雄君
政府参考人
(法務省刑事局長) 大林 宏君
政府参考人
(法務省入国管理局長) 三浦 正晴君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 遠藤 善久君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 齋木 昭隆君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 篠田 研次君
政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 長嶺 安政君
政府参考人
(外務省大臣官房広報文化交流部長) 近藤 誠一君
政府参考人
(外務省大臣官房国際社会協力部長) 神余 隆博君
政府参考人
(外務省北米局長) 河相 周夫君
政府参考人
(外務省経済協力局長) 佐藤 重和君
政府参考人
(外務省領事局長) 鹿取 克章君
外務委員会専門員 原 聰君

委員の異動

四月二十八日

辞任 補欠選任
今野 東君 永田 寿康君

五月十三日

辞任 補欠選任
河井 克行君 木村 隆秀君
田中眞紀子君 牧野 聖修君
鳩山由紀夫君 川内 博史君
藤村 修君 河村たかし君

同日

辞任 補欠選任
木村 隆秀君 河井 克行君
川内 博史君 中山 義活君
河村たかし君 藤村 修君
牧野 聖修君 田中眞紀子君

同日

辞任 補欠選任
中山 義活君 鳩山由紀夫君

四月二十七日

核兵器廃絶に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一〇四四号)
同(穀田恵二君紹介)(第一〇四五号)
同(志位和夫君紹介)(第一〇四六号)
同(今野東君紹介)(第一一五二号)
同(土井たか子君紹介)(第一一五三号)
ILOバートタイム労働条約に関する請願(石毛えい子君紹介)(第一一四〇号)
核兵器の廃絶に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一一四一号)
同(石井郁子君紹介)(第一一四二号)
同(穀田恵二君紹介)(第一一四三号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第一一四四号)
同(志位和夫君紹介)(第一一四五号)
同(堀川鉄也君紹介)(第一一四六号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第一一四七号)
同(土井たか子君紹介)(第一一四八号)
同(中川正春君紹介)(第一一四九号)
同(山口富男君紹介)(第一一五〇号)
同(吉井英勝君紹介)(第一一五一号)

は本委員会に付託された。

四月二十八日

核兵器廃絶に関する請願(第一一五二号)は「今野東君紹介」を「石毛えい子君紹介」に訂正された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

[このページのトップに戻る](#)

赤松委員長 これより会議を開きます。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求めるの件及び国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求めるの件の両件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両件審査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房審議官遠藤善久君、外務省大臣官房審議官齋木昭隆君、外務省大臣官房審議官篠田研次君、外務省大臣官房審議官長嶺安政君、外務省大臣官房広報文化交流部長近藤誠一君、外務省大臣官房国際社会協力部長神余隆博君、外務省北米局長河相周夫君、外務省経済協力局長佐藤重和君、外務省領事局長鹿取克章君、内閣官房内閣参事官鈴木基久君、警察庁生活安全局長伊藤哲朗君、警察庁刑事局組織犯罪対策部長知念良博君、防衛庁運用局長大古和雄君、法務省刑事局長大林宏君、法務省入国管理局長三浦正晴君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

赤松委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮下一郎君。

その中から、私の整理として、特にこの人身取引に関する問題を撲滅するために重要なこととしては、まず一点目、各国の人身取引に関する法整備が重要であり、それと同時に、人身取引は一国国だけでは当然できませんので、送り出し国、受け入れ国、そして中継国、それぞれにおける捜査協力、また被害者保護というネットワークを、各国の国境・文化整備とともに、車の両輪として実現をさせていかなければいけない、それプラス、人身取引の根本的な原因であります貧困の撲滅、この点について力を入れていかなければいけない、こういったこととして人身取引対策を目指すべきであるというが私の結論として持っているわけでございます。

その意味から、今回の人身取引議定書、実際に日本としては批准をするのが遅かったわけでございますけれども、今回の国内法の整備、刑法の改正あるいは人身取引罪の新設等が整うことによって、この議定書を批准できるということは非常に評価をされるべきであろうというふうに考えております。

そこで、この議定書の内容も重要でございますけれども、実際にこの議定書に沿った内容で、我が国として今後どのような努力をしていくのか、あるいは行動計画そのもの自体がより重要になってくるであろうという観点から、まず、政府が昨年十二月に行動計画を立てられました被害者保護について幾つか伺いをさせていただきたいと思っております。

この被害者保護については、まず、婦人相談所というところが相談窓口として挙げられているわけでございますけれども、この婦人相談所というのは、全国四十七都道府県に基本的には一つずつあるという中において、ドメスティック・バイオレンスの対応も今国内では一生懸命やっていますが、婦人相談所自体が機能してはくわいはいっぱいになっているところもありません、婦人相談所あるいは民間シェルターというところで相談ができるわけでございますけれども、やはりこの婦人相談所に相談窓口を求めることは、かなり難しい、無理があるのではないかなというふうに私は考えております。

その意味から、被害者支援センターという位置づけをしつかりし必要が今後あるのではないかなというふうに考えますが、この点についていかがでしょうか。

鈴木政府参考人 被害者支援センターの設置について検討したいかがかというふうな御質問でございます。政府といたしましては、昨年十二月、委員御指摘のとおり、人身取引対策行動計画を策定して、関係省庁が連携して人身取引対策を推進しているところでございます。

その中大きな柱でございます人身取引被害者の保護についてでございますが、婦人相談所の一時保護所、これを、婦人相談所をシェルターとして活用するとともに、また、本年度新たに民間シェルター等への一時保護委託ということが行われることとされたところでございます。

被害者支援センターの設置という話でございますが、こういった新たな組織を設けるのではなく、婦人相談所等既存の施設を活用して保護を図るといいうことが政府としては適当であるというふうに考えております、引き続き関係省庁が緊密に連携して、被害者保護に向けた適切な対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

丸谷委員 今回の人身取引罪の新設によって、実際に日本国民、例えば、地域名を特別に挙げるのはふさわしくないかも知れませんが、いわゆる人身取引の被害者が多く見つかってありますフィリピン・パプアとか、そこで働いて強制的に売春をさせられているような被害者に対して、今回初めて人身取引罪が新設されたわけなんです。そういう人身取引の被害者が我が国の国内で、いわゆる民泊店で働いているその女性が被害者になるんだという認識がなかなか国内では醸成されていないのではないかなというふうに思います。

今回この罪が新設されたこと、また、人身取引といふものに対して、あるいはこの防止に対して日本政府が行っていることに対して、国民の理解を求めていることが今後求められると思っております。この啓発活動についてもどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

鈴木政府参考人 人身取引を防止、撲滅し、被害者の保護を図るためには、委員御指摘のとおり、国民の理解といふものが不可欠でございます、行動計画におきまして、関係機関が協力して社会啓発、広報活動を推進することとしております。これでも、国民の首輪の御理解を得るために、人身取引対策に関するポスターを作成、配布したほか、各種の広報媒体、政府のホームページ等も活用いたしました広報活動を行っているところでございます。また、人身取引の被害者になる可能性のある方々に対しましては、被害に遭った場合に警察やNPO等に助けを求められるように、電話番号を外国語で記載したリーフレットを作成中でございます。

引き続き、関係省庁が協力いたしまして、人身取引の防止、撲滅するために、国民の理解、協力を得べく、広報啓発活動に努めてまいりたいと考えております。

丸谷委員 よろしくお願いたします。

それでは、法務省にお伺いをさせていただきます。

人権団体の調査によりますと、実際に母子が離れ離れになって入国管理センターに収容されているケースが幾つか報告されているというふうに言われています。もしこれが事実であるのであれば、我が国も批准をしております子どもの権利条約、子供の最善の利益を求めているという観点から、基本的に、母子における隔離、別々に収容するというケースは望ましくないということになるわけでございますが、今後、このような事実があるのであれば改めていただきたいというふうに考えております。事実とともに考え方を伺えますか。

三浦政府参考人 お答え申し上げます。退去強制手続につきましては、入管法上、身柄を収容してこれを進めるといふことになっておるわけでございますけれども、これは児童についても例外ではありません、しかしながら、子供の人権に配慮をするという観点から、児童につきましては、特に仮放免を弾力的に運用いたしまして、収容は極力行わないという対応をさせていただいております。また母親につきましても、子供の監護養育の必要性などを配慮いたしまして、人道的配慮を要する事情がある場合には仮放免を弾力的に運用しているところでございます。

今後とも、これまで同様適切な運用を行ってきたいというふうに考えております。

丸谷委員 それでは、警察に来ていただいておりますので、最後に一点、不法滞在に関連して伺いをさせていただくわけでございます。昨年新聞に、日本人の男性に胎児を認知してもらい、生まれてきた子供に日本国籍を取って、自分も日本でこの長期滞在資格を取得しようとした中国人の女性が実際に検挙されたという報道がございます。

そういった報道を見てもみず、偽りの父親に日本国籍を取るためにおなかにいる子供の認知をさせて、そして日本国籍を取らせ、その扶養の義務から日本に長滞するという目的の新たな手段として、この不法滞におけるいわゆる偽装認知といふことのあるのではないかと報道に触れまして、実際に、今いわゆる偽装認知が不法滞在を成長させる問題として日本国政府はとらえて行動していらっしゃるのかどうか、この問題についてどのような対応をされているのか、この点について伺いたいと思います。

知念政府参考人 不法滞在等問題に絡む偽装認知案件でございますが、不法滞在等の外国人女性が妊娠の機会に、共謀した日本人男性に虚偽の胎児の認知照会を提出させることによりまして、出生した子供に日本国籍を取得させる、その上で、日本人の子供がいることを理由にその母親と合法的な留資格を取得しようとする事案の摘発事例がございます。警察では、この種事件を偽装認知事件とらえていられるところであります。

この種の事犯は、いわゆる偽装結婚事案と同様に身分関係を偽装するものでありまして、また、それ自体が犯罪を構成するものであります。それからまた、私どもで第一線警察からの検挙報告を受けている事件などからしますと、ブローカーなどの介在等、組織的な背景もうかがわれるところであります。

警察としましては、今後とも、入国管理局等との関係機関との連携を強化しまして、この種事犯の取り締まりの強化に努めてまいりたいと考えております。

丸谷委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

赤松委員長 次に、松原仁君。

松原委員 民主党の松原仁であります。

まず最初に、この人身取引議定書の関係で御質問いたしたいと思います。人身取引対策行動計画や、また国会審議会では刑法等の一部を改正する法律案において、被害者保護の問題であります、被害者には在留特別許可を認めるなど一定の前進は見られております。しかし、多くが当局の裁量にゆだねられているというのが事実であります。そのため、我が国は、被害者の保護が果たして十分に図れることとなるのか懸念を持っております。

例えば、アメリカにおいては、二〇〇〇年、人身取引を犯罪であると明示し、人身取引業者を訴追し罰すること、その被害者を保護し社会復帰させること及び人身取引を防止することを米国政府に義務づける人身取引被害者保護法が制定されております。また、韓国においても、本条約批准に向け、二〇〇四年、売春及び買春行為等の全般に関する規制と被害者の保護について定める性売買あっせん等の行為の処罰に関する法律及び性売買防止及び被害者保護等に関する法律が制定され、人身取引の取り締まりと被害者の保護に着目した新規立法が行われております。

我が国においても、人身取引の取り締まりとともに、被害者の保護、支援を総合的に規定する法律を制定すべきではないかと思っておりますが、政府の見解を伺いたいと思っております。

鈴木政府参考人 政府といたしましては、昨年十二月に、人身取引対策関係省庁連絡会議におきまして、人身取引の防止、撲滅、被害者の保護を柱といたします包括的、総合的な人身取引対策行動計画を策定いたしまして、関係省庁が連携して人身取引対策を推進しているところでございます。

人身取引被害者の保護につきましてでございますが、その行動計画におきまして、その被害者を保護の対象として明確に位置づけ、被害者の状況に応じ、一時保護のためのシェルターの提供、被害者の帰国支援等のきめ細かな対応を行うこととしており、関係省庁が一体となってこれらの施策を適切に実施することにより、人身取引被害者を適切に保護してまいりたいというふうに考えております。

被害者の保護、支援を総合的に規定する法律を制定すべきとの御質問でございますが、被害者の保護につきましては、現在御審議をお願いいたしております入管法の改正のほか、現行法律制度におきまして、保護をすべき施設でございます。国難にかかわらない被害者を保護することが可能となっておりますこと、それから、本年度の新規の予算措置として、民間シェルター等への一時保護委託制度を開始したところでございます、こういったことから、基本的に、現行法体系の中で十分効果的な政策展開が可能であると考えておられます。まずはこれらの対策を着実に実施することが重要であるというふうに考えております。

松原委員 現行法で十分かどうかについては、ひとりがりになっていけない議論でありますので、さらに、我が党はこういった方向を持って議論を進めていきたいと思っております。次に、国際組織犯罪防止条約密入国議定書について伺いたいですが、現状の難民認定審査では、難民認定申請書が出されてから最終結果があるまで、数か月から場合によっては約一年と大変長期かかる場合があります。このため、長期にわたる難民認定審査期間中は入管当局や警察による強制収容、強制送還が見送られやすいことを利用し、虚偽の難民申請を、強制退去を免れようとする不法滞在外国人が多いと報道もおります。

こうした報道等が事実だとすれば、それは、別途入管当局や警察において何らかの対策が必要だと考えますが、根本的な解決方法としては、迅速な認定審査を行うようなシステムを構築し、可能な限り短期間で難民が不法滞在者などの法的地位を確立させていくことが肝心であります。これに関して政府はどのような取り組みをしているのか、お伺いいたします。

三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員が御指摘のとおり、現在、難民認定審査におきましては、申請から最終的な判断まで、約一年間を要するという状況にございます。このような状況を踏まえまして、難民認定手続の処理体制につきましては、その強化に努める一方で、手続を担当する難民調査官の資質、能力の向上を図ると、定期的に必要な研修を実施するなどとしておりまして、高度な専門的知識を有する難民調査官の育成に取り組んでおるところでございます。

今後とも、引き続き、体制整備に努めるほか、これまでも事業処理を通じまして蓄積された知識、情報を有機的に活用するなど、より一層効率的、効果的な審査を行うことにより、適正かつ迅速な処理に努めていく所存でございます。

なお、本年の五月十六日から、昨年六月二日に成立いたしました入管法の一部を改正する法律が施行されますところ、これによりまして、今後、不法滞在者から難民認定申請が行われる場合でありまして、一たん退去強制手続を停止しまして、難民認定手続を先行して行うということが可能となりましたので、新たな制度を適正に運用することによりまして、事務処理の迅速化を図っていきたくと考えておるところでございます。

(委員長退席、大谷委員長代理着席)

松原委員 とにかくこういったものは、その処理の迅速化というのは極めて重要でありますので、れくれもそういった方向で新しいシステムの構築等を目指していただきたいと思っております。

それでは、目下の国際状況等について伺いたいと思っております。

一つは、五月一日午前八時過ぎに在日米軍司令部から日本政府に通報があったわけでありまして、北朝鮮がミサイルを発射したと思われる。こういうふうな話であります。

これに関して、このこと、このことに関するは当然総理大臣、外務大臣、防衛庁長官等がこういった緊急時に対応することになっているわけでありまして、このお三方は恐らく外遊をなさってあられたと思うわけでありまして、したがって、その間は臨時代理がこれに対応したというふうに思っているわけでありまして、

大変にこの北朝鮮の問題というのは国民の関心事であり、日本にとっては最も真剣に考えなければいけない事柄であって、この北朝鮮のミサイル発射と合わせた、この時期におけるこのことに対してどのような対応をとったのか。そして、そのときのこれに対応する各大臣もしくはその臨時代理がどのような足取りをたどってこれに対応したのか、これについて、きょうは質問通告をしておりますが、理事会においてこういった事実関係を一度議論うたいいただきたい、このように思っております。理事会でお語りいただきたいと思っております。

大谷委員長代理 はい、そのようにしたいと思います。

松原委員 ありがとうございます。

次に、この連休中でございますが、連休前後であります、小泉総理が先日、ロシアの六十周年記念式典に参加したわけでありまして、この式典に参加をしたことに関して伺いをしたいわけでありまして、日本政府として、六十年前、日ソ不可侵条約を破棄してロシアが日本に侵襲したわけでありまして、これに対してはどのような見解を持っているのか、また、このことに対してソビエトに対して、ロシアに対してどのような抗議をしてきたのか、これについて伺いたいと思っております。

篠田政府参考人 お答え申し上げます。

日ソ不可侵条約と申されますけれども、正確には日ソ中立条約のことを指しておられるのかと思っております。この条約は、一九四一年四月二十五日に締結されまして、有効期間は五年間でございますので、一九四六年、昭和二十一年の四月二十四日まで有効であったわけでございます。

その間、一九四五年の四月五日に本条約の廃棄通告をソ連が行ったわけでございますけれども、それにもかかわらず、条約は昭和二十一年の四月二十四日まで有効であったというところでございまして、その間に、一九四五年の八月九日にソ連は対日宣戦布告を行ったわけでございます。これは国際条約である日ソ中立条約の明らかな違反であるというふうに考えておられて、この点については、累次にわたって、ソ連側、そして現在はロシア側に我が方の立場を明らかにして次第でございます。

松原委員 さらに、その際に日本がオランダのシリアに連れ去られた、日本の家族がじゅうりんされ、迫害され、そしてシリアに抑留された、こういった経緯がその後あるわけでありまして、この補償問題等は現在どのようなようになっているのか、どのようにこの点に対してロシア側に対して、ソビエトに対して、抗議をしてきたのか、お伺いいたします。

篠田政府参考人 お答え申し上げます。

先生今御指摘になられましたいわゆるシベリア抑留問題につきましては、これは真の信頼関係に立った日ロ関係を築いていくために真摯な取り組みがロシア側から必要だというふうに考えております。

補償の問題、つまり請求権の問題につきましては、日ソ共同宣言の第六項によりまして、戦争の結果として、すべての請求権を、相互に、放棄しておりますので、これは両国間においては既に解決済みの問題ではございます。しかしながら、一九九一年、ゴルバチョフ大統領の訪日の際でございますけれども、いわゆるこの問題についての一九九一年協定というものが結ばれて、遺骨収集でありますとか埋骨地の墓参、資料の調査、慰霊碑建立等々の問題でさまざまな取り組みを行っております。

したがって、引き続き、この一年協定を基きまして、協力の一層の加速が得られますように、ロシア政府にさらなる取り組みを働きかけていきたい、このように考えております。

松原委員 請求権の放棄ということですが、時間の問題があると思うんですね。戦争という言葉で表現したときに、それが日本側が一九四五年八月十五日以降に連れ去られた人のどの部分、どの時間的なものもこの請求権の放棄になるのかどうかというは、いろいろな厳密な議論が恐らくあるんだと思います。私は、もちろんそういった請求権の放棄というのが一たんなされた、一九四五年の終戦のときの段階までという認識であります、その後のごたごたの段階を含むとまでどうなのかというは、もう一回詰めておく必要もあるかと思っております。

私がきょうここで質問したいのは、こういった状況がある中において、小泉総理はロシアの六十周年記念式典に参加したわけでありまして、御案内のとおり、このロシアの六十周年の式典には、パルチ三国から唯一ラトビアだけが参加をしたということが御承知のとおりであります。

これは新聞記事に載っておりますが、パルチ三国のうちラトビアだけが参加した。なぜならば、エストニアとリトアニアは、自由と民主主義を弾圧する国の祝賀式典に出ることは戦死者たちへの冒瀆であると言って式典参加を拒否したわけでありまして、ラトビアは、しかしながら、自国の国が反映されないままその運命が決まるような過ちを繰り返してはいけないと参加した。ラトビア大統領はこの六十周年の記念式典において、対独戦線結集は共産主義のソ連がナチス・ドイツにかわっただけで、ラトビアの真の解放はソ連崩壊まで訪れなかったと表明し、さらに、いわゆる独ソ不可侵条約の秘密議定書等を含め、旧ソ連によるパルチ併合についての謝罪をロシアに求めた、こういったふうな書いてあるわけでありまして、

これに対してラトビアは、日本の小泉総理大臣とは違いますが、二回にわたる謝罪は行ないました。これは突如としてこの六十周年の記念式典であります、これがいいかどうかということとは別にしまして、

私が申し上げたいのは、ラトビアの大統領がこのようにことを言ったわけでありまして、今小泉総理は、この六十周年の記念式典に参加して、ロシアに対して、こういった日本の国益を背景にして、例えば今言った不可侵条約を一方的に破棄したことに對しては抗議をしたのかどうか、これを伺いたいと思っております。

篠田政府参考人 今回、モスクワ訪問中、短時間でありますけれども、日ロ首脳会談が行われたわけでございます。会談は非常に短時間でございましたので、中立条約の問題につきましては総理から言及されるということとはなかったというふうに承知しております。

松原委員 私は、外交というはやはり外交上のカードというものが極めて重要だと思っております、少なくともロシア、旧ソ連であります、それに対しては、国際法的に考えても今言ったように一方的な過失が向こうにある、もちろん領土問題もまだ現存しているわけでありまして、人道的にも許されざるシベリア抑留問題等も含めて、我々はやはり、こういったことに対しては、先人のまことにみたまを大事にするという観点からきっちり主張していくというのは政治として必要なことだと私は思っております。

これに関して、町村大臣、御所見があればお伺いいたします。

町村國務大臣 いくつかの質問でございまして、それぞれあるかと思いますが、それぞれあるかと思いますが、一九五六年日ソ共同宣言という形で日ソ間の国交が正常化をたいたということ、もちろん、未解決の問題は当然領土問題であったわけでございます。その折に、当然、今言われた抑留者の問題あるいは不可侵条約の問題といったようなこと念頭に置きながら、どこまでどう具体的に議論されたか、私は今講義録が手元にならわきませんが、そうした戦争中あるいは八月十五日以降のことを踏まえて、すべてをある意味では包括した形で五六年の共同宣言ができたものと理解しております。

したがって、それぞれの国の間に起きたことを常と首脳会談で必ずすべて取り上げるという性格のものには必ずしもないのではないかな、こう思います。それから日ロ間では、基本的なそうした領土問題を解決しながら、さらに日ロ間の関係をどのように改善していくのか、平和条約を結びながら、政治の面、経済の面あるいは文化の面、両国の戦略的互利益に、プラスになるようないろいろな活動をやっていくというときに、常に過去の問題を取り上げるのが本当に日本の外交としていいことなのかどうかということも考え

あるであろうことを提起させていただいております。

例えは多国籍的条約については、国会が留保をつけるというようなことも含めて、国内法に対する影響が条約は大きい。我が国は条約が国内法を規定するといった法体系をとっておりだけに、条約が署名された後は批准、しかる国会では、きょうの条約もそうですが、反対が否賛成するか、附帯決議ももちろんつけられる、そして条約に留保もつけられない、こういった国会のあり方は私は大変疑問に思っております。条約の署名、批准に当たって国会の関与を強めるべきというふうにも考えておりますが、この点について、大臣、いかがお考えでしょうか。

町村務大臣 この点につきましては、かなり本院においても長い間議論があった問題であるというふうに理解をいたしております。大平外務大臣時代の昭和四十九年に衆議院外務委員会において、我が国の憲法上、いかなる国際約束の締結について国会の承認を有するかについて政府見解というものについて、今まで慣行というものを整理しながら統一したものに明らかにしたいいわゆる大平三原則というものがここである程度整理をされたわけでございます。私は、その後これに基づいて国会との関係については運用されてきている、このように統一されたものでありまして、私も改めてこの大平三原則なるものを勉強いたしましたが、私は、今の時点でこれを変えなければならないという積極的な理由は率直に言って見たらない、これはこれでよく整理をされたものではないだろうか、こう理解をしているところでございます。

武正委員 ちょっと次に飛んでまいりましたが、国会の関与をもっと強く強めるべきということも含めてお答えをいただいたというふうに理解をいたします。ただし、昭和四十九年の大平外務大臣ですが、当時の外務大臣の大平三原則、これは昭和といえれば八十年です。もう三十一一年経過をいたしました。やはりこれだけ外交が国内の内政に与える影響が大きいです。今日でございます。日本の国際的な地位というものもこの昭和四十九年から大きく変わってまいりました。そうした中で、私は、やはり国会の関与をもっと強めていこうとして、大平三原則がそのままだと到底思えません。大平三原則、繰り返しますが、第一が、国内の法律にかかわる事項については国会に提出しよう、あるいは財政にかかわる事項、それから政治的に重要というふうな観点からの国会への提出あるいは批准を求める、こういった三原則でございますが、やはりこの政治的に重要というものは、である、行政当局の裁量(余地が多いというところ)、このことはいわゆる交換公文について問題とりました。このときは、日米原子力協定に基づ(濃縮ウランの交換公文を交わした後、では外務委員会に提出しますよ、あるいは国際コア協定についても、では外務委員会に提出しますよ)というところがその後か問題にまわして改めた三原則の明示でございます。

例えば、交換公文といえは、昨年の十二月十四日、町村外務大臣はペーサー駐日大使とミサイル防衛技術協力、包括的な技術協力について交換公文を交わしております。これまでは一回一回交換公文を交わすというものを、すべてまとめてというような交換公文になったということ、あるいはその安保委員会とのミサイル防衛構想の質疑に立ちました。日米の交換公文というのは我が国の安全保障、国防にとって大変大きなものであるというふうにも考えておりますが、例えばこの交換公文も国会に提出をするとか外務委員会に提出をするとか、あるいはそこで議論をするとか、こういったことは大平三原則では行われておりました。

私はやはり、イギリスやアメリカなど諸外国を参考にしますと、例えばアメリカでは、国会、特に上院外交委員会でありまして、修正、留保、了解、意思表明、ただし書き、そしてこれも重要である条約であってもすべて国会で採決、一採決するようなやり方もありますが、これを行っている工夫している。

イギリスにおいても、やはり三つの条件があります。歳入、いわゆる財政にかかわるもの、それから、もともと国会に例えば批准の要件がある規定がある。三つ目が、いわゆるボンジー・ルールというところで、署名して二十一日、批准前に議院に提出する。あるいは、国家活動を拘束するすべての協定、確約、了解、通知、これはボンジー・ルールに基づいて、すべて討論ではありませんが、野党が討論を要求できるということがございます。あるいは、敢合討論というように国会が関与することができるということもございませ。

町村外務大臣、ちょっと順序が逆になりましたが、大平三原則については先ほどお話しがありました。私はそうじゃないということも申しましたが、国会がやはり国際間のさまざまな条約等についてももっと深くかかわっていくということは、私は、日本の外交、安全保障にとって大変有意義である。もちろん国民の理解を、国会、代表を通じて理解を深めるとともに、私もさまざまな知恵やアイデアがその国際間の条約等の取り決めについてかかわっていくことは大変重要であるというふうにも思うんですが、この点について再度御所見をお願いします。

町村務大臣 それぞれの国会の政治状況あるいは憲法の成立、条約締結に当たってのいろいろな経緯があるんだろうと思います。日本は日本としての運用、慣行をやっておりますが、同じような議院制民主主義を採用している今のイギリスあるいはアメリカの例もお引きなされましたが、どの国でも、やはり一定の範囲の国際約束というのは行政府限りで締結し得るということにはなっているんだろうと思います。ただ、さらにそれを越えて、一般的にそうした国際的な取り決めを結ぶ際に国会の関与を強めるべきというのが武正議員の御議論だろうと思います。

私は、大いに、今でもそうでございますけれども、かなり詳細な議論が日本の国会の中では行われていて、こう理解しております。それはなぜかというと、しばしばいろいろな国の外務大臣とも話をしますけれども、別に恨み言を言っているつもりもございませんが、これだけ長時間外務大臣あるいは総理大臣が国会に出て弁を説いている国はまず世界に例を見ない、そんなにあんな長い時間国会に行っても外交をやるんだ、まことに不思議であるという質問を受けるほどでございます。そして、その中には、例えば条約の審議、あるいはその中の何人かの方々が、例えば地位協定の問題なども大変詳しくいろいろ議論してられる方もいらっしゃいます。その地位協定の運用の最大解釈等についてもまことに緻密な御議論を展開される方がいらっしゃいます、私はいつも敬服の念を持っているわけでございます。

そういう形で、今あるものもかなり細な議論がこの国会の中で十分行われている。そういう意味で、国会の関与は諸外国と比べてある意味では最も進んでいるのが日本ではないだろうかとさえ私は、印象でありますがそういう印象を持っております。武正委員、今、結論として申し上げれば、大平三原則を改めるか否かという点については、今までの十分ではなっているか、そういう結論を持っています。どうでございます。

武正委員 その外務大臣のコメントでございますが、このコールデフウイウを随分外務大臣そして首相が外遊をされて、火曜日、私も部門会議で、コールデフウイウの外務省からの報告を、大変な大部の報告をいただきました。とてもその時間では追いつけないというふうな外遊をされております。また、当外務委員会も、これまで外相の外遊について、国会としてそれを国会でできたということはないというふうにも伺っております。そうした、外務大臣が海外での外交をやっていたら、これはとても問題の多いところでございますが、何ともしても国会に対する説明責任あるいは国民に対する説明責任、これがあっての外交である、これは論をまたないというふうに思いますし、あえて申せば、日本外交の今の現状は、海外で外務大臣が行くよりも、まず国内における説明を重視する方が先である、こういう現状ではあるかと私は認識をしております。

さて、条約については以上で、次に移らせていただきます。

まず、当初予定をされました四月二十二日の日中首脳会談が二十二日に行われなかった理由、これについてお答えをいただけますでしょうか。

町村務大臣 ちょうどその折、私もインドネシアに行っていました。二十二日に帰ったのかない、いずれにしても、ちょっとやりとりをやっている状況もその場もあつたのでわかっておりますけれども、たしか二十二、二十三、二十四のいずれかの間にいできて、その間に、バドゥンに行(時間もある、あるいは総理御自身がアチエの被災地の現場を見に行)必要がある、会議もある、非常に限られた時間の中で、それぞれやりとりをどやっつけていかうと、細か(日程をいろいろすり合わせているうちに二十三ということに結論がなっていたということ、特にこの日でなければならないということをおそらく決めていたわけではなくて、双方がジャカルタ、インドネシアに滞在中のどこかで時間をとろうということ日程調整をしていた現場を私は見ているところでございます。

武正委員 これは副大臣のようではないでしょうか、私たちが外務部門会議で、二十二日の当初の予定が二十三日にずれ込んだことによつての影響というところで、当初、例えばマンマナーの首脳と日・マンマナー首脳会談、こういったものも机を挟んで予定していたけれども、それが、日中首脳会談がいつ開かれるか、いつ開かれるか、こういった過程において、結局立ち話になってしまった、こういった報告を外務部門会議で受けたんですけれども、当初予定された日中首脳会談のうち、そうした立ち話になってしまったもの、あるいは取りやめになってしまったもの、これはどこどこがあるんでしょうか、お答えいただけますか。

津沢副大臣 どういうふうにお報告を申し上げたのかと思っておりますが、私自身も実はその日、まあレベルはもちろん中レベル、そんなに高いレベルではございませんけれども、国際会議に出席をし、できるだけバイの、その機会を通じて会談を持つて、そういう積極的な姿勢で臨んだ経験が何回かあつておりますが、相手方の都合、あるいは会議そのものの進行的状況等々によって、当初こういうものをこちらも望んでいた、あるいは双方で合意をしていただけたけれども、結果的にその時間が持たなかった、あるいはちょっと会議と会議の合間を使って立ち話になった、そういう経験があるわけでございます。

今回、小泉総理、今御指摘のように、マンマナーのタン・シュー国連平和開発評議会議長とは会議場内において短時間の立ち話をしたという、結果的にはそういうことでございましたが、いわゆる御申上げました双方の都合等を勘案して日程調整を行った結果、そのようなことになったように申し上げさせていただきます。また、カダフィリア最高指導者との会談でございますけれども、これは会議の調整の詳細につきましては、相手国との関係もございまして、個別具体的なことでございまして、個別具体的なことは差し控えさせていただきます。ドヨノ・インドネシア大統領、ムベキ南ア大統領、胡錦涛国家主席、カルザイ・アフガニスタン大統領、そしてアフガニスタン大統領とそれぞれ会談を行い、先ほど申し上げたタン・シュー・マンマナー議長と結果的には立ち話を会談を行ったということでございます。

武正委員 そうすると、当初、日・マンマナーは、マンマナーの議長とは首脳会談を行うということで調整はしていたということよろしいでしょうか。

津沢副大臣 短時間でありました、会談を行う、つまり、あえて正確に申し上げれば、第二次会談ということになれば、立ち話ではなくて反省を以てして会談を述べたいことを希望していたと思います。

武正委員 さて、このアジア・アフリカ会議で、小泉首相のスピーチでございます。いわゆる第二次大戦の惨禍について小泉首相がその反省をおわびを述べたわけでございますが、過去、こうした国際会議でこうしたことがあったかどうか、その原文を讀みますと、我が国は、かつて植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。こうした歴史の事実を謙虚に受けとめ、痛切なる反省と心からの詫言の気持ちを常に心に刻みつつ、云々かんぬんというところでございますが、アジア・アフリカ首脳会議で述べたわけですが、過去、日本の首脳が国際会議で、まず第二次大戦の惨禍について反省を述べた例があるかどうか、そして今回と同じように反省とおわびを述べた例があるかどうか、以上二点、お伺いしたいと思つてます。これは町村外務大臣、よろしいでしょうか。

町村務大臣 表現の仕方はいろいろあるかと思っておりますけれども、例えば、一九五五年、ちょうど国連五十年、十年前のことです。当時の村山隆雄が国連の記念総会特別会合における演説の中で、我が国は再び戦争の惨禍が起きることのないようか(決意を表明)を憲法を制定したことや、平和国家としての基本理念に基づき、国連への協力や外交の重要な柱として、国際社会の平和と繁栄のために積極的な貢献を行ったというふうな言及があります。あるいは、一九五一年九月、サンフランシスコ講和会議におきまして当時の吉田首相が、世界のどこに将来の世代的人を戦争の惨禍から救うために全力を尽くそうという決意が日本以上に強いものはないこと、あるいは、諸国の全権代表がさきの太平洋戦争において人類が最も恐るべき苦痛と莫大な物質的破壊を顧慮されるのを聞いたこと等に言及しているところでございます。

そういう発言の意味というのは、まさに小泉総理が言われた、植民地支配と侵略によって多くの国々への多大の損害を与え、苦痛を与えたことを反省し、二度とこのような不幸な歴史を繰り返さないとの決意を明らかにしたということと同趣旨ではないだろうか、こう考えているところであります。

なお、この大臣スピーチについては、申し上げるならば、確かにこの部分が非常にマスコミ等々でも大きく取り上げられております。しかし、これは第一パラグラフでありまして、第二パラグラフでは、日本が戦後、平和国家としていかに歩んできたかということをやより大きく述べております。さらにその後、より具体的に、例えば日本が開発援助の部分でだけだれのことをやっていたか、またこれらどういふことさらに援助等を積極的に進めていか、アジア、アフリカ諸国の発展に寄与していかうことを全体として述べたのでござい、このおわびの部分を取り上げて小泉スピーチというのを見ているだけではない、こういうことを、蛇足ではございますが、あえて申し上げる次第でございます。

武正委員 私が今二つ例を挙げた。村山元首相の国連での演説と吉田元総理の演説について、それぞれ、外務大臣の御紹介では、反省という言葉もおわびという言葉もなかつたというふうにも私今聞いておりました。報道によりますと、九一年の海部元首相の演説、国際会議で反省という言葉を使われ、そして、これまで初めてありますが、今回小泉首相が反省と、今、二度とというような形で外務大臣は言われましたが、原文には、「痛切なる反省と心からの詫言の気持ちを」ということをしっかりと明言したのは初めてではないかということでございます。

さて、なぜこのアジア・アフリカ会議で反省とおわび、小泉首相が触れなければならなかったかかといったことでございますが、アナン事務総長がこういったことを言っています。痛切なる反省と心からのおわびを表明した二十二日の小泉首相の演説を全世界が受け入れると確信している」と評価しています。

アナン事務総長は、それまで、外務大臣御承知のように、特に日中間の歩み寄り、話し合い、これを事務総長として何ども何どもするなというところを述べられました。当然、そうしたこともあつたんですね。その後に、事務総長は、今回の首脳会議で参加国が大きな関心を寄せた日中首脳会談について、小泉首相の演説があったから実現したんだらう等々の見方を示したということなんですね。もしもしたら、このアジア・アフリカ会議で、先ほどの反省とおわび、過去、日本の首脳がこのことを口にしたことがなかった国際会議で初めでの発言、これをしたことが、二十三日、アジア・アフリカ会議のある面重要事項、すべてのものとは言いませんが、一段落した。中国の主席が滞在をするホテルに出向いてお会いしたい、そして日中首脳会議になったのではないかと、こういったことは大臣としていかがお考えでしょうか。

町村務大臣 ことしはかなり早い時期、一月のどこかの時点であつたと思つても、私は、小泉首相といろいろな話をする中で、ことしは戦後六十年という一つの節目の年である、こういう折に、どこかの機会をとらえて、日本の戦後の歩みを含めて前向きメッセージを総理として出した方がいいのではないだろうか、そんな話をいたしまして、それはそれで、どういふ話があるのかというふうな話をする中で、ちょうど四月の下旬ごろにインドネシアでインドネシア会議五十年という大変大きな集まりがあるので、そこでまとめて、それだけの時間があるのだからいいけれども、メッセージを出したらどうだろうかという話をしたのが、場所が一月の早い時点だったと私は記憶をいたしております。

そして、その際に、総理のやりとりの中で、ではどういふ内容かというのを最終議論したんですけど、こんなことをそんなに詳しく言っているのが、三月の中旬ごろに、大体言うべき内容をまとめたときに、その時点でもう既に、過く大戦の惨禍、そして戦後の日本の平和国家としての歩み、さらにこれらが日本がどういふことを世界に対して貢献していることとするのが、特にアジア、アフリカ諸国に対してどういふ貢献をしていらいかにいうことを前向きなメッセージとして出そうということ、私の記憶が正しければ、もう既に三月の中旬ごろには、大体あらあらの骨子は固めて、それでそれに基づいて文章を書いていたという経緯がございます。

たが、いまして、例えば中田のデモが起きたのはそのあつた後のこと、四月に入つてからでございます。私も何を、あのデモがあつたら急にこのおわびの言葉を入れたのではないかと一いつの推測を、武正議員はなさってられる、あるいはそういうような記事をも私見たことがございますが、あるいはそういう発言があつたから日中首脳が確定をしたという、まことにストーリーとしてはおもしろい推測をつくれる方がいましたが、実態はそういうことではございませんで、かなり早い段階から、小泉総理としてのメッセージを国際社会に出さう、この場が非常にいいのではないかと、こうして考えてやつたわけでありませ。

たが、いまして、例えば小泉総理が到着する前の段階で、二十二、二十三、二十四のどこかで日中首脳をやるという話には、もう既に固まっております。具体的日取りの調整は、それぞれ日程調整は両首脳が着いてからにしようということ、まずやるという前提はあつたものでござい、したがって、今、ある方、たしかどこの新聞記者が、小泉さんの、総理のおわび演説があつたら初めて首脳会談が成り立つたという推測がありました。それはまことに事実と反する話でありまして、その演説が公表される前の段階に、既に首脳会談が開かれるということについては日中間で合意があつたということでございます。

武正委員 三月から、過く大戦についてあらあつたことでございます。また、あのデモがあつたから今回日中首脳会談ということ、私はそれは先ほど申し上げたんですけれども、あらあらは三月でしよう、国際会議で日本の首脳が初めて反省とおわびを表明する、これは大変なことであると思つておられる。それが、やはり、日中首脳会談、あつたときは、二十二日も含めて中国側が応じるかどうかというようなことを言われておりましたので、そういった推測があつても当然であろうと私は思いますし、なぜこのアジア・アフリカ会議で初めてこうしたことを表明したのかということを変え疑問に思つてます。

ここでちょっとお伺したいんですが、日中共同声明で反省という言葉が出ております。日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する、これは前文にあつて、国際法上は例示的規定というもので、それによって賠償などの義務や謝罪声明の必要が生じるわけではない、といった指摘があるんですが、これについては御所見を伺いたいと思つてます。

長瀬政府参考人 お答えいたします。

今、日中共同声明にお触れになりましたけれども、共同声明は、首脳会談のような重要な会議に際しまして、その内容を公表する目的で作成される政治的な性格の文書でございます。その意味で、法的な拘束力のあるいわゆる国際約束あるいは条約等のものとは異なるわけでございます。

日中共同声明も同様でございます。両国政府の見解や政策の表明等を示した政治的な性格の文書でございます。今委員の方から前文という御指摘がございましたけれども、前文と本文の違いといった、通常条約について言われることが妥当する文書ということではございません。

武正委員 九五年の村山談話で反省とおわびということが出てきて以降、小泉首相も、歴史認識はこの村山談話を遵守あるいは踏襲というふうなことを言っておられるわけですが、今般初めて、しかも日本の首脳として国際会議でそのことに触れたというは、私は大変大きな意味があるというふうに思いますし、果たしてアジア・アフリカ会議で触れるのが本当に適切だったかどうかということも含めて、あえて、やはり日中首脳会談二十三日に開催しなければならなかった、そういった理由があるのではないかと、こういふふうに考えるところでございます。

さて、この二十三日の日中首脳会談で、先ほどお触れしておりますように、日本側からは、今般の大使館への投石などに対して、謝罪及び賠償請求は小泉首相からはなかつたわけですね、それに対して中国主席からは、共同記者会見で、いわゆる五点主張というふうな、これをたんだと、しかも、外務省のペーパーによつても、その五点主張について、同意をしたとは日本の外務省は書いていませんが、それについて承ったというふうな、そういったことですね。「貴国主席の提起された五つの点に配慮していきたい、」こういったことを言っているんです。

中国の主席が泊まっているホテルに出かけていって、しかも謝罪も賠償請求もせずに、そして逆に五つの提案というが要求をされ、しかも請国問題を含めて具体的な行動で示してくれ、こういった注文までつけられる、これが果たして日中間の外交としていかがなものかというふうにも私は思つております。

現状、やはり日中首脳相互交渉が二年半行われていない、これがまず第一の理由、そして、これは小泉外務大臣に対して、先ほどの国際会議で初めて謝罪とおわびの口にするということも含めて、外交の原則原理というものごとにあるのかないかということも含めて、今回の日中首脳会談の点について、私は、一体何のために会ったかということも大変疑問に思つております。

この時期にここまで進むのであれば、これはなかつたというふうにも外務大臣はお思いでしょうか、お答えをいただけますか。

町村務大臣 先ほど申した、この小泉スピーチと首脳会談の関係は盛んに不思議感があつたんですけれども、私、私の手帳を見ると、私は四月二十一日木曜日の夜にジャカルタを出発しておりますが、この二十一日の夕方、李肇星外交部長から電話がかかってきて、二十二、二十三、二十四の三日間のうちどこかで日程調整して首脳会談をしようということと合意をしております。この演説の内容と全く関係なく、独立して首脳会談がセツとしたという点だけはまず事実として明確しておきたい、このように思つて、また、先ほど申し上げましたように、この早い段階で、もう既にこのアウトラインというものをつくつておりました。それは、やはりアジア、アフリカ諸国の皆さん方が集まつたときに、日本が平和国家として戦後やってきたという自信を持って主張する。その根拠として、なぜそういう気持ちを持つに至ったかといえは、それは戦争あるいは植民地支配といったこと反省の上に立つて戦後の日本があるんだということを生み出すための、一つの論議を言うこととあつたこと、そういう日本人の心情の上で立つて戦後の日本の平和国家としての活動があるんだということを述べたためにこれを述べたわけでございます。

私は、国際会議でこうしたことを堂々と主張するということに何ら不思議は感じませんし、むしろそういう意味で、あのデモがあつたら、あの小泉スピーチというものも十分説得力のあるものであつた、このように評価をしているものでございます。

そういう中で、何で二十三日の日に日中会談をやつたのか、意義が認められないというふうなお話でございます。私は、世界の国々が、やはり日中間関係を本当にこのままどんどん不正常な状態になって進んでいくということになると、これは日中両国間にとつてマイナスであるのみならず、アジア全体、さらに世界全体にとってそれは決していいことではない。

日中両国がこれからしっかりと同じ方向を向いて、より友好的な関係を築いて、そういう努力をするという際に、もちろん、その前段階としての日中外相会談もあつたりましたが、やはり両国のトップがしっかりとその場で話し合いをし、握手をし、ともに努力をしていくという確約ができたこと、その姿を見て、世界の人はたまた、まあ、これ以上悪化はしないんだ、これからよくなっていくんだというのを確認できたわけでありませう。

そういう意味で、私も、例えば五月六日、七日の京都で開かれたASEMの会議の場でヨーロッパのあるいはアジアの外相等とお目にかかっていたのですが、やはり皆さん方、あの首脳会談は非常によかったというふうに着実に受けとめているという事実があることをぜひ御理解いただきたい、こう思います。

五つの主張、それは中国の主張とあるわけでありまして、小泉総理はこの五つの点に配慮をしていきたいということをお述べになりました、その言っている中身、台湾についての主張は、日本側は今まで何ら新しい主張をしているわけでもありません、歴史認識についても同様でございます。何か格段のことを、この五つの主張の中で何か日本の国益を害するようなことが大きく含まれているかどうかということについては私はないので、これに配慮していくという総理の受け答えはまた当然であつたらうと思っております。

また、おわび等々の話になぜ触れなかったのかという御指摘もございました。それは、外相会談でかなりそこところは十分も既に話し合っておりますから、また同じことを首脳レベルで全部繰り返す必要もないだろうという総理の御判断だろう、こう思っております。

ただ、それにしても、あした過激な行動は好ましくないという点については、中国における大使館、総領事館、日本企業、日本人の活動については適切な対応をすべきであるという主張も小泉総理はしておられますから、そういう意味で、私は、必要なことはちゃんと小泉総理は言っておられる。このように理解をいたしております。

そういう意味で、私は、四月二十三日の首脳会談は意義のある、また国際的にも評価される、そういう会談であったと理解しております。

武正委員 この連休中の日中外相会談で、外相は引き続き謝罪を要求したけれども、それについて返事はない、これは、日中首脳会談で謝罪要求をしなかったということをもってして、中国側はこれでよしとしているということも指摘がされているわけでございます。

繰り返す必要はないというふうに言われましたが、日本側が大使館へのあしたの事件について謝罪を要求しないのに、何でアジア・アフリカ会議で、初めて日本の首相がおわびを国際会議で口にしなればいけないんでしょうか、外交の最高責任者であつて、おわびのよう、国際間で、エクス・キウスとかアポロサイズとか、謝るといふのは大変なことですよな。

アメリカ人も、あるいは海外でいかに彼らが謝らないか、本当に悪かったら謝りますよ、でも、謝ってしまつたら、もうすべてうちが悪うございましたということだから、いかにそれを謝らずにいるような言葉のテクニクを弄するが、これが外交ではないでしょうか。その中であつて、初めて国際会議で日本の首相がおわびという言葉を口にする、一方、その日本の首相は中国首相におわび、謝罪を求めない、これが今の日本外交の現実じゃないでしょうか。先ほど何ら不思議に思つたと言つた外務大臣、まあ反省についてということであつたが、おわびについては触れておられますが、今回のこのバンドン五十年周年会議でなぜ反省とおわびを、それは、やはり何よりも二十三日に首脳会談をやらなければならぬ第二次大戦終りの理由があつたらうというふうには私は考える次第でございます。

さて、最後、副大臣に御質問でございますが、モスクワ訪問について発表し、ざりざりでも明確に返事をした理由は、そして、名簿ではアルファベット順で日本が最後になっているという今回の第二次大戦終り六十年周年記念式典、これは事実かどうか、以上二点、お答えをいただきたいと思つた。

澤村副大臣 総理がモスクワに行かれて、モスクワにおける第二次大戦終り六十年周年記念式典に出席を、私どもとしては、やはり総理に行つていただくによつた、そのように評価をいたしているわけでございます。

総理は、御承知のように、今まさに議論になっておりましたバンドン会議への出席、そしてその後、インド、パキスタン訪問、また、ルクセンブルク、オランダ等々、連休の前半を費やして直接外交活動に対応をされたわけでございます。また、ちょうどこの時期といふのが、連休が終わりますして国会等も動き出す、そういうタイミングになる。あるいは、モスクワの戦後六十年周年記念式典なるものが一体どういう性格、どういう意味合いのものか、何しろ初めてと申します、かなり多の、各国の首相が集まる、そういう状況の中で、その性格等を見ざる。国会等の日程あるいはその他の日程との調整、またモスクワの記念式典の内容、内容、そういうものを精査、吟味しながら、最終的に総理の決断であるという日程で訪欧をされたということでございます。

なお、その席次と申しますか順番でございますが、私も、なるほどということ初めて理解をしたわけですが、いわゆる英語のアルファベットでございます、日本はあつて、二十六年のうち何番目になりますか、真ん中辺ということでありまして、ロシア語のアルファベット順ということになります、ロシア語はアルファベットではございませんのでここでちょっと答弁はしにくいわけですが、ヤポーニヤ、このロシア語をアルファベットで置きかえますとヤポーニヤ、つまりから始まる、こういうことのようにありまして、私どもも、なるほど、ロシアはこういうことなんだということを初めて理解ができたわけでありまして、したがつて、ロシア語のアルファベットという表現が適当なのかどうかあつて、ロシア語のあえて申し上げればアルファベットの順では最後の文字に当たる、こんなことであつたわけでありませう。

武正委員 以上で終わります。ありがとうございます。
赤松委員長 次に、増子輝彦君。

増子委員 民主党的に増子輝彦でございます。

先ほど大臣が、海外に行かれて、大変国会で長く縛られて、審議時間をこれほどやっていると外務大臣はいいないというふうな話をされたけれども、私はあえて申し上げると、やはり国会のあり方そのものを見直すべきではないかと常々委員会あるいは理事会等でも申し上げておりました。

外務大臣が十の委員会に実にかかわつて、そのスケジュール調整は大変苦慮しているということを考えれば、これはもう大臣が国会にすつといなければだめだということが当然出ていなければならないかと、今後、私は、この国会のあり方、すなわち委員会、特別委員会の設置等も含めて見直す時期に来ているのではないのかというふうに思っているわけでありませう。

と同時に、もう一つ、与党側は事前審査制という事で事前にさまざまな法案や条約等の審議をやる、もう国会は審議をなくともいいんだ、審議を促進して早く成立させてしまえばいいんだという傾向が実はあることが、国会の形骸化ということの大きな原因の一つにあると私は思っております。また、大臣が国会に口を挟むことはできませんが、将来的なことも含めて、この問題にしっかりと我々が取り組んで、大臣が国会の審議も十分、海外との外交も十分にやりやうというふうな体制をつくるのが国会のあるべき姿だと私は思っておりますので、あえて申し上げさせていただきます。

さて、きょう、実はこの二つの条約の件について質問させていただきます、その後に関連して質問させていただきますと思つた。

まず、この条約の関連でありますけれども、それそれの委員がそれぞれ立場で質問をいたしました、私は、ちょっと切り口を変えさせていただきますと思つているわけでありませう。

この人身取引条約、密入国条約等に関連してありますが、やはり日本が海外からいろいろな形の中で人を受け入れる、その中には今回問題になっているような取引、あるいは密入国、不法滞在、さまざまな問題が実は起きていることは言うまでもございませう。そういう中であつて、やはりそれが多く犯罪につながっているということが私はかなりの部分がある、その犯罪も、やはり暴力団とかかり合ひといふものがどうして否定できないといふことを私はかねてより何らか委員会等でも質問させていただいているわけでありませう。

そういう意味で、簡単に申し上げますけれども、この人身取引や密入国が暴力団やいわゆる中国の蛇頭と言われるような犯罪組織の一つの資金源となっているのではないのかというふうに思っておりますが、この件について警察の見解を伺いたいと思つた。

知念政府参考人 国際的な人身取引事犯で検査された暴力団構成員、準備構成員は、昨年平成十六年中、九人でございます。暴力団構成員等に係る具体的な検査事例はそのかわりの状況を御説明申し上げますと、飲食店従業員という名目で雇入れた外国人女性を売春稼働させたもの、不法滞在者たる外国人女性に金を貸し付けたもの、その返済をさせる目的で当該女性を売春稼働させたものなどがあります。人身取引事犯は暴力団の資金源となっている可能性があるものと認識しているところであります。

また、中国人に係る不法入国、不法残留などの違法違反事件での検査人員でございますが、近年増加傾向にありまして、平成十六年中は四千三百人余となっております。その背後には、先生御指摘のように、蛇頭や犯罪組織がかかわっているものがあると思われませう。そういった事犯で不法な収益を上げているものと見ていいところであります。

警察におきましては、人身取引等の捜査に当たつて、このような犯罪組織の関与を視野に入れてつつ捜査を推進しているところであります。

増子委員 今お話しになりました数字、私は少しなんだろうと思つているんです、実際はもっともっとあるんだらうと、ただ、これがなかなか表面に出てこない、そして、警察もやはり人員をもっともっと取り締まりを徹底しなければ、どうしても隠された部分があるにせぬという問題が私はあるんだらうと思つております。

実際はもっともっと根深く、そして幅広く、多いものがあるというふうな思っているわけでありませう。そういう意味で、今回の人身取引認定書等を実施するためには、どうしても国内法の整備強化というものがもっとも重要になってくるんだらうというふうな思つております。

今回、国内法でいふこととされておりますが、私は、この罰則規定等ももう少し厳しくしてもいいのではないかと、そうしなければ、この問題はなかなか解決できるといふことにはいかならうと、やはり、人身取引等を含めさまざまな問題は当然我が国の治安というふうにして大きな問題になってまいります、あわせて、先ほど来の話のとおり、暴力団の資金源といふことを含めれば、これは大変大きな社会問題でありませう、国民の生活を脅かすということにもなってまいります。

そういう意味で、同法成立後の警察の対応についてお伺いをいたしたい。

知念政府参考人 今回、人身取引認定書などの締結に伴う国内法として提出された改正刑法案での人身売買罪等の新設や、改正組織の犯罪処罰法案におけるマネーロンダリング犯罪の前犯罪への人身売買罪等の追加は、今後、組織犯罪対策を推進する上でも有効なものとして認識しているところであります。

これらの法案が成立した後は、警察としましては、法に盛り込まれた規定を活用しながら、暴力団や蛇頭など犯罪組織の取り締まり及びその資金源に対する取り締まりを一層徹底してまいり所存でございます。

増子委員 この関連の中で、さらには大きな問題になっているのは、人身売買罪をされたもの(の女性)の方、あるいは不法入国あるいは不法滞在という形で日本におられる方々が、まさに風俗営業の中にぶち込まれて、先ほど来申し上げてあるとおり暴力団の資金源にもなっているということ、否定できない事実であることはもう当局より(御承知のとおり)でございます。

日本は極めて法的に、風俗営業法等について、厳しいというふうな思われておりますが、実際はどうでしょうか、私はかなり手ぬるいのではないかと、どこに行つても、さまざまな風俗営業法の中で売春行為は既成事実である、あるいはそれに類するさまざまな実は風俗営業が行われている。

これは子供たちに対する影響というものは極めて大きいわけでありませう。これが実は性感染症の大きな原因の一つになっていることも事実でありませう。そういう意味で、まさに日本はセックス大国なのですね、そういう意味で、私はちょっとどぎつい表現を使いますが、世界一のセックス大国ではないか。

そういう意味で、この風俗営業法等の問題について取り締まるということは、まさに今回の認定書でも十分関連してきておりますけれども、これらの風俗営業法等の、特に性風俗であります。性風俗営業についての取り締まりというのについて、今後どのようにされていくのか、その見解をお伺いしたいと思います。

伊藤政府参考人 お答えいたします。

御指摘のように、人身取引事犯におきましては、被害者が風俗営業や性風俗関連特殊営業で違法に働かされている場合が大半でございます。人身取引を防止するためには、人身取引事犯への取り締まりとともに、こうした違法な風俗営業や性風俗関連特殊営業の取り締まりを推進することが重要だというふうな考えております。

このため、警察は、新宿歌舞伎町に見られるような、歓楽街対策といふものを推進するとともに、今国会で御審議いただくことになっております風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案におきまして、人身取引事犯を防止するための規定を盛り込んだところであります。

具体的に申しますと、刑法に新設される人身売買罪等を風俗営業を営む者の欠格事由にするのと、風俗営業や性風俗関連特殊営業を営む者に対して、外国人を接客従事者として雇う場合には、在留資格等の確認義務を課す規定を新設したところであります。また、この法律案では、現在、歓楽街における違法な性風俗関連特殊営業が乱立し、容引きのばやビュビュ等のはんらんが見られることから、罰則の上上げや広告宣伝規制を強化して、違法な性風俗関連特殊営業等の取り締まりを図ることとしてあります。

こうした改正は、性風俗関連特殊営業等の営業所において、人身取引の被害者が働かされることの防止や、違法な性風俗関連特殊営業等に対する取り締まりに大きく寄与するものと考えているところであります。

警察では、こうした風俗法の一部改正案が成立後は、同法も含めまして関係法令を的確に運用して、違法な風俗営業や性風俗関連特殊営業の取り締まりを一層強化して、人身取引の抑止を図つてまいりたいと考えているところであります。

増子委員 今お話しのこと、大変な実態があるわけでありませう。同時に、これは東京都郊外の新興とか、あるいは池袋とかいうところだけで、全国各所にこの問題がもう出ていることは御承知のとおりでございます。

ですから、全国にわたつて、これは徹底的に、特に性風俗等の取り締まりを強化していただかなければならぬということを強く申し上げておきたいと思つた。

次に、密入国等に關する件でありますけれども、先般、この委員会でも、旅券法の中で、旅券法を巡つてということが審議が行われました。私どもも基本的にはこれに賛成いたしましたわけでありませう。同時に、これは今参議院の方では審議が行われておりませう。

一方で、一応審議は終了した状況でありますけれども、採査が実は延び延びになっている。

その多くの原因は、もう御承知のとおり、当委員会が古本委員が既に指摘をしたとおり、この旅券等についてはまさに手数料二重取りということが指摘をされております。これは外務大臣もおおむねそのようなことを認められた。しかし、何となくその財源が税外収入のことと一般財源化して、どうも補助的なような表現をされたことを私ども旅券委員で聞いておりますが、なかなかその把握ができないというふうなことであつております。

しかし、これはやはり私どもとしては、実は参議院の方では、反対討論をし、反対をするという方向で今進めているわけでありませう。同時に、与党側でも、この旅券に対する二重取りという問題については、本当は決してこれを認めるわけにはいかない、しかし与党という立場上、なかなかこれを修正して反対をするという立場にはないというふうな考え方もあるということも内々には実は聞かれています。

しかし、私どもはやはりこの問題については、これだけ税金というものが二重取りされるような形で、何に使われるかわからない、ここに大きな問題があるわけでありませう。衆議院の方では私どもは賛成いたしましたけれども、参議院の方では反対をせざるを得ないという立場であります。

そういう意味では、今回の旅券の二重取りという問題等について改めて見解をお伺いしたいと思います、大臣、いかがでしょうか。

(委員長退席、大谷委員長代理着席)

町村國務大臣 先般、参議院の外交防衛委員会御審議をいただきました。民主党の議員の方々からそういう御指摘があつたことを私もよく(承知)をいたしております。

今増子委員から、私が二重取りを認めたというお話がありました、私は認めたくありません。いろいろなサービスが、確かにパスポートの原簿という部分と、あとそれにかかる効用部分というのが分かれているという説明は確かにしたところでございませう。しかし、その効用部分というものは、厳密にこれだけの対価を払つたからこれだけの効用サービスを受けるという性格のもので必ずしもないといふことがまずありませう、それからもう一つ申し上げます、これは強制をするものではございませう、自発的なきさる方はずとぞと。

もちろん、犯罪者の出入国等をきつり管理するために、多くの方が持っているという気持ちもありません。しかし、基本的にそれを選択できない、いわばユーザーの選択権、自由があるという点からいいますと、私は今の仕組みがおかしいとは思つておられますし、また海外へ行くにも既に導入を決めているところで、期間を限り返して、その部分を返すというふうなことをやっている国はないといふようなことでもございませう。

したがつて、反対の御意向は承りましたけれども、私どもとしては、今の法案を変えないという考えはございませう。

増子委員 大臣、強要するものではない、自主的にとるべきだといふお話を承りましたけれども、旅券を戻すという理念は、テロを防止するだけ、今回の認定書等における中身にあるとおり、さまざまな問題を解決するために促進すべき大事な実は手だてだということは、私が言うまでもなく、大臣は御承知のとおりだと思つた。ですから、やはり大臣、発言は少し、その点については慎重にされた方がいいような気がいたします。

と同時に、もう一つ、私たちは、古本委員もそうなのですが、一度納めたものを返せといふことが行政のあり方からすれば難しいというものであれば、今回の旅券の発行に対する手数料というものを少し引くといふことが、安くなるということによって、その部分のいわゆる還元をすることは十分可能だということも主張をいたしているわけでありませう。

この問題、時間が余りありませんのでこれ以上申し上げませんが、そういう面において、ぜひ今後、国会と行政のあり方の中で、特に国民の皆さんにとっての一番大事なものでございませう。税金という手数料というものになっていくときに、大事に大事にいたしたかなければならぬことは、改めてもう一度この問題を申し上げさせていただきます。

さて、問題を変えさせていただきます。

この委員会でも大臣と何度か、日中関係や日韓関係初め、先般も台湾問題関係を含めて東アジア、極東等の考え方について議論をいたしました。きょうこの問題に若干触れさせていただきます。

その前に、大臣、イラクで拘束された麻薬密輸の件であります。また安倍がわからないということでありませう。現状はどういうふうになっているのかを伺いをいたしたいと思います。

町村國務大臣 いろいろ報道がありましたけれども、率直に言つて、なかなか最後の安倍という点については確認できていないというのが現在の姿であります。

さて、さて、二日、八日、ハート・セキュリティ社関係者が、イラクの西部の方にありますアルファミサド基地まで物資を運ぶ車両の警護を行い、到着した後、その日の午後、十数人のハート・セキュリティ社の関係者が基地を出発して帰る途中、ヒートという町の近郊で車列が襲撃をされた。その際、死亡者が出たばかり方不明者も出た。

私どものいろいろな情報を集約いたしますと、確認はまだできない部分はあるんですが、死亡者の中にはだれもあられなかつたようだと、それから、生還した方々の中には麻薬氏はないといふこと、何名かの方方不明者がいる中の一人ではないかという確率が高い、こう思つております。

また、自警情報になりますと、麻薬氏を襲撃する際になかなか負傷をした可能性も高いということでありませう。では最終的にどうでございませう。拘束をされているのかいないのか、どの程度のけがの実情なのかということについては必ずしも定かたはございませう。したがつて、イラクの大規模な中心として関係が在公館、引き続き一生懸命な確認を急ぐとともに、仮に同氏が拘束された、またけがが事実であると、一刻も早い無事の解放に向けて全力を挙げて取り組んでいきたい。

昨日、イラクの方で、御覧の藤田議員から、アルジャジーラ等でも、引き続き早い解放を訴えてはどうかという御提案もいただきました。その方々、それからさきの時点で、大筋、この死亡者の中には含まれない可能性が高いという判断がある程度はあります。それらはまだまだここに生存してある可能性も十分あるという判断のもと、きょうの午後、アルジャジーラと相談をして、解放を訴えるメッセージを私の方から出さうかと、こう思っているところでございませう。

そういうにしても、一刻も早い事態の解決に向けて全力を挙げて努力をまいりたいと思つております。

増子委員 いずれにしても、麻薬密輸の無事と、できるだけ早く安倍がわからぬ、なおかつ救出されることを願つております。

と同時に、対策本部を設置する際には、やはり情報源というものが、一つ乏しいという危機を私もいたしております。前回も前々回も、この人質拘束の問題について同ような問題が指摘されているわけでありませう。やはり外務大臣としても、こういった場合の危機管理という体制の中で、しっかりと情報収集の体制もつくりたいと思つております。

さて大臣、日中関係、以前より申し上げているとおり、やはり最大の懸案の一つとして総理の請国参拜問題があるということは御承知のとおりだと思います。と同時に、大臣からもそれが明確であるということも何度かおっしゃっていただいております。と同時に、今さらにも、これは大臣から言わせれば、いや、そんなのはそうではないんです。以前からこの問題についてはあったことだというので、台湾問題が実は新たな中国側からの問題として出されてきたことは御存じのとおりであります。

そういう意味で、若干、台湾等についての問題を整理していきたいと思っております。

大臣、一九六〇年日米保安条約が改定されました。その中で、六条に、米軍が日本の安全と極東における国際の平和及び安全の維持のために日本に基地を使用できると定めたというところをうたっていることは御案内のとおりであります。改めてお伺いいたしますが、この時点での極東の範囲のことではあります。その中で、米軍は、これはこの時点ではどのようなことだったんでしょうか。

町村務大 臣 昭和三十一年、一九六〇年の政府の統一見解というものが出されておまして、国際の平和と安全の維持という観点から日米両国が関心を有する地域であり、実際問題としては、米国が我が国の施設・区域を使用して武力攻撃に対する防衛に寄し得る区域であり、大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であって韓国及び台湾地域を含む、なお、この区域に対して武力攻撃が行われ、あるいはこの区域の安全が周辺地域で起こった事情のため脅威されるような場合、米国がこれに対処するためとすることのある行動の範囲は必ずしも前記の区域に局限されるわけではない、こういう統一見解が出されているところでございます。

増子委員 当然台湾がその中に入っているということではあります。

と同時に、この時点では、まだ台湾は蒋介石政権でありましたから、当然、正統政府として承認をしていたということになるのでありましょ。その後、一九七二年に田中総理が訪中をされて、いわゆる日中共同声明が出された。これにおいて、実は、日本は台湾が中華人民共和国、いわゆる北京の領土であると中国の立場を十分理解し、尊重するということが明言されております。

ということは、この時点でいうのはどのような立場になったのか、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

町村務大 臣 共同声明、委員も御承知のとおり、日本政府は中華人民共和国が中国唯一の合法政府であることを承認する。中華人民共和国は台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本政府はこの中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ボツダム宣言八項に基づき立場を堅持する。こういうことで、次に日中国交が正式に回復され、台湾が国家ではなくて地域という扱いになり、そこの外交関係はなくなったという立場に変わったわけでございます。

増子委員 続きまして、一九七八年、福田首相のときに日中平和友好条約が締結されました。もちろん、福田総理は町村外務大臣の恩師でもあります。私もかつて同じ派閥に所属をいたしておりましたから、共有するものが大いにあるわけであります。

と同時に、この日中平和友好条約を締結した時点で、この第一条に、両締結国は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不侵、内政に対する相互不干渉、というところが実は書いてございしますが、この時点で、今大臣がおっしゃいました、台湾は国家ではなくて地域であるという話をされたが、台湾は国家ではなくて中国の一部であるというところを認めたということになるんでしょうか。そうでないのでしょうか。その見解をお伺いいたします。

（大谷委員長代理退席、委員長着席）

町村務大 臣 これが、先ほどちょっと申し上げました共同声明の中の第三項で、当時日中間で大議論が交わされた部分であったと私は承知しております。すなわち、中華人民共和国は台湾が中国の領土の不可分の一部であるという意見を表明し、日本はこの立場を理解し、尊重をするということと、そこにまた微妙なニュアンスの違いがあるという、まさに大変苦心をしてくださったこの一項であったというふうに、当時のやりとりをされたということを私は聞いているわけでございまして、そういう意味で、そのニュアンスというものをやはり我々は尊重しなければいけないんだろと思っております。

増子委員 そのニュアンスが非常に理解しにくいものですからもう一度お伺いしますが、台湾は中国の一部ということではよいんでしょうか。

町村務大 臣 一部であるという中華人民共和国の主張に、日本は理解し、尊重をする、こういう表明をした。その見解を今私どももそのまま踏襲いたしております。

増子委員 私の理解では、今の大臣の御発言であれば、やはり日本は中国の一部と理解してよいんでしょうか。

町村務大 臣 再三申し上げているとおり、まさにこの共同声明第三項の、私が申し上げている中国の立場を理解し、尊重する、これに尽きる。これ以上でもこれ以下でもないわけでございます。

増子委員 大臣、それでは実はこの後の質疑ができなくなるんです。その条約の文言を讀むだけでは、日本の外交としての考え方、国としてのこの友好平和条約というものの読み取り方の問題がはっきりしない、実はこの後の質疑に入れないんです。もう一度お伺いいたしますが、そこに書いてある文言をお読みになるだけでは、中国の一部である、台湾は中国の一部であると理解してよろしいんでしょうか、大臣はそう認めるんでしょうか。

町村務大 臣 これは、日本がサンフランシスコ平和条約によって台湾を放棄いたしました。日華平和、当時の中華民国の華でござい。日華平和条約においては同放棄が承認された。ただ、その場合、どの国に対して放棄したかは明記していないわけでございます。したがって、台湾がどこに属するかについては、これは専ら連合国が決定すべき問題であり、日本は発言する立場にない、これが日本側の一貫した法的な立場であります。

したがって、さき申し上げた、中国が、中華人民共和国がそういう考え方であるということについて、日本政府は理解し、尊重をする、こういう表現に結局なされるを得なかったという、ここに落ちついたというは、その当時のサンフランシスコ平和条約からの、ずっとこの条約の解釈をしながらここに行き着いたんだということであり、その点は大変先人が御努力をした部分でございすから、ぜひ増子議員にも御理解をいたさたいと思っております。

増子委員 残念ながら、理解できません。このところをもっと明確にいただかないと、実はこの後の質疑には入れないわけであります。

ちょっと時間がもうございせん。

ということは、中国の一部であるかどうかによって、実は日中関係にも大きな影響を及ぼしてまいります。それは、前回の委員会でも申し上げましたとおり、2プラス2の中で、中台紛争についての対応ということが実は共通の目標といえます。そういう形の中で出てきているわけであります。2プラス2、いわゆる日米の共通戦略目標として台湾海峡問題を取り上げられた。きのこの新聞報道によれば「日米、有事計画に着手」と、ここで、中台紛争への対応が焦点だということになってまいります。そうしますと、これは実は大きな問題点になってくると私は思うんです。台湾は中国の一部であるというこの問題がはっきりいたしませんと、そうではないということでもいんですが、この問題がはっきりいたしませんと、実はこのいろんな問題の整理ができませぬ。と同時に、私も自問もできません。それは、まあせて日中関係の大きな問題として実は出てまいりましたがその問題もクリアできないだろうというふうに思っているわけであります。

これは、また次回、ゆっゆっとの件について質問させていただきますんと思いますが、大臣、もう一度お伺いいたしますが、わかるようにお答えをいただきたいんですが、その文言の理解の中で、台湾は中国の一部であるかどうか、それについて最後に御見解をちょうだいして、私の質問を終わります。

町村務大 臣 この点は、まさに今まで何度も何度も国会の中でも議論をされ、今私が申し上げた国会答弁以上のものは從來からも言っておりません。またこれらも言い得る性格のものではない、私はそう考えております。

増子委員 終わります。

赤松委員長 次に、赤嶺政務官。

赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政務でございます。

さようは、国際犯罪防止条約人身取引認定書、それから密入国議定書について質問していきます。

人身取引は著しい人権侵害であり、国境を越えた人の移動がますます活発になる中で起きている犯罪であるため、国際社会全体が協力して対処することが不可欠の課題であります。日本が人身取引の根絶を目指す国際的な努力に加わることは重要であり、人身取引議定書と密入国議定書の批准については賛成の立場であります。

それで、最初に警察庁に聞いていきますが、人身取引に関して、日本はその受け入れ国であると言われているわけです。ILOの駐日事務所が昨年十二月に発表した報告書は、「日本は、主として東南アジア、南米、そして東欧からの女性の人身取引の目的地国として認識されている。」、こういうふうにい指摘されているわけですが、まず現在までの状況について、特にこの十年間の検挙数の推移はどうなっておりますか。

伊藤政府参考人 この十年間の検挙数の推移についてはお尋ねでございますけれども、私もどが統計をとっておりますが平成十三年から見ると、平成十三年には、人身取引犯罪でブローカーあるいはこれを雇用了らった者等を検挙してあるわけでございますけれども、その検挙数は六十四件四十八人でございます。平成十四年は四十四件二十八人、そして平成十五年が五十一件四十一人、そして昨年、平成十六年は七十九件五十八人を検挙したところでございます。

赤嶺委員 この人身取引の取り締まりや捜査の面で、どのような努力を今までしてこられたんですか。

伊藤政府参考人 人身取引犯罪が、御指摘のように大変大きな事案であるというふうに警察庁の方でも認識しております。

この取り締まりに当たるときの問題と求めるところでございますけれども、やはり潜在化した事犯であるということもありまして、被害者の協力を得てこの事犯を検査していくということが極めて重要でございます。しかしながら、被害者である外国人女性の性は、ブローカーなどに、警察に捜査を求めれば母国に残した家族に危害を加えとどかしたり、あるいは警察に言っても全くむだだぞというように、虚偽の情報を吹き込まれたりしており、人身取引犯罪の取り締まりに当たっては、被害者の協力を容易に得ることができないという問題がございます。

そこで、警察では、被害者の可能性のある外国人女性の事情聴取に当たっては、まず被害者ではないかと認識のもとに、できる限り女性職員や被害者の母国語を解する職員を充てて、被害者が安心して被害の実情や人身売買組織の実態について申告することができるよう努めているところでございます。

また、警察だけでなく、人身取引等に関係する国の在京大使館や国際機関あるいはNGOとの間でコンタクトポイントを設けて、いつでもこれらの国や機関との情報交換や連絡がとれる体制を警察との間で構築しているところでございます。

加えまして、人身取引の被害者に対するこのような警察の姿勢というものを被害者に知っていただくことが大事であります。警察は信頼である。保護してもらえるということを知ってもらうことが大事でございますので、警察は、関係国大使館や関係機関、団体と協力しながら、被害者に、警察が人身取引の被害者を保護する旨を呼びかけたりフリップをつりまして、今、百万円をつくらうというところでございまして、近々これを配布することとしているところでございます。

赤嶺委員 今後の警察の努力の方向というのが示されたいと思っております。そうすると、やはりその答弁を聞いていても、いわば先ほど述べられた事件の件数というのは氷山の一角だ。このように認識したいわけですね。

伊藤政府参考人 警察では昨年、人身取引犯罪の取り締まり等によまして七十七人の被害者の確認を行ったところでございますけれども、人身取引犯罪の被害者でありまして、先ほど申しましたような事情から、自分が人身取引犯罪の被害者であることを警察に正直に申し出ていない方も数多いものではないかというふうに思っております。それを踏まえれば、我が国に相当数の被害者がいるのではないかと考えております。

赤嶺委員 やはり、この問題の非常に大きなポイントが、被害者に対する支援、それらの体制をどのように強化していくかということにもかかっていると思うんです。

それで、次に、関連しまして、入国管理のあり方とところで質問していきたいんです。

刑罰等の一部改正の質疑でも出入国管理のあり方が論点になっていました。入国管理のあり方というのは、厳格な入国審査と一体に、被害者保護の第一線として極めて重要な位置づけを持っていると考えます。

法務大臣は、不法滞在となった人身取引被害者は原則として在留特別許可を発行すると繰り返し明言されているわけですが、在留特別許可というのは、被害者の身分法的にどの保障、安定させるということと同時に、人権回復に向かう第一歩的なと私は考えています。そういう重要な位置づけを持たせてこれに対応していくことが必要ではないかと思えますが、いかがですか。

三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、まさに人身取引は極めて重大な犯罪でございます。まずもって、被害に遭われた方の被害の回復が、心身含めて、非常に大事だというふうに思われます。

入管当局といたしましては、その前提いたしまして、被害者の方の多くが不法滞在状態にあるという状況にかんがみまして、これらの方々に合法的な形で我が国に滞在をさせていただいて、その上で種々の保護を行うということが妥当であると考えておりまして、現行法のもとにおきましては、在留特別許可の弾力的な運用を行うに当たって在留資格を付与しているところでございます。

赤嶺委員 そういう立場で本当に許可をいただきたいんですが、それで、その被害者保護を徹底していくという点で、入国管理の現場を担う審査官、そして警備官、事務官等の職員にとってどんなことが必要なのか、法務省として今何を考えているのか、この点いかがですか。

三浦政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどもお答え申し上げましたが、まさに委員御指摘のとおり、入管の職員は、人身取引の関係では第一線に立って業務を行うという立場にあるわけでございますので、人身取引が極めて重大な人権侵害であるということを職員一人一人が肝に銘じて職務を遂行するということが大事であると思っております。そういう意味で、各種の研修等を通じまして、私どもその啓発に努めておるところでございます。

また、このほかにも、そもそも人身取引を未然に防止するということも非常に重要でございますので、被害者が我が国に入国して被害に遭うということを、いわば水際で防止することも大事だろうというふうに考えております。そういう観点から見ると、被害者の方は偽造旅券等を使って入国するというケースも多々いわけですので、文書の鑑識能力を高めて、水際でこういう事態を発見するというようなことにも努めているところでございます。

赤嶺委員 そういう努力も非常に大事だと思うんですよ。

それで、私、今度の議定書の審査に当たって、少い、入国管理に当たっている現場の方々の意見も聞いてみたんです。現場の方から上がってくる、被害者保護が一番、意見を持ってやれる。あるいはもっと後押しが欲しいというところをおっしゃっているんですね。自信を持って職務を遂す上でも、被害者保護支援法を制定して、被害者支援に対する国の責任を明確にして、中心となって対応する国の機関を定める、あるいは医療保護を含む財政上の措置や民間のシェルターへの十分な援助などを整備することが欠かせないんじゃないか。このように意見を述べているわけです。

被害者保護の第一線を入国管理局職員が担うというところを先ほどおっしゃっていただきましたけれども、それを十分な後押しをもって担うためにも、私はやはり被害者保護支援法が必要である、このようには考えておりますが、この点はいかがですか。

三浦政府参考人 お答え申し上げます。

委員の御質問のすべての趣旨に私の方から御答弁申し上げますのが適当かどうかという点はあるかと思われますが、入管の立場から若干申し上げます。現在、政府で人身取引対策の行動計画を策定されておりまして、これに基づきまして、政府を挙げて人身取引対策に取り組んでいるところでございます。

もちろん、その中でも、先ほど来御答弁ありましたような、警察もそうでございますし、入管も努力をしてくるところでございますが、さらに被害者の保護、アフターケアという点では、婦人相談所でございますか民間のシェルターの協力が不可欠であらうというふうに思うわけであります。こういうところにつきましても、厚生労働省等で行っている手当等とされているというふうに承知しております。

こういう現在ありますいろいろな制度を有効に活用して被害者の保護を図っていくということが当面は大事ではなからうかというふうに考えておるところでございます。

赤嶺委員 まずそういうところを踏まえながら、同時に、現場の入国審査に当たる職員の方々が自信を持っての仕事、職務を遂行していくでも、もっと強い法的な後押し、被害者支援法ですね、これについてもぜひ皆さんの方でも検討していただきたいと思うんです。

それで、あと一点、やはり現場から上がった要望であります。

これは皆さんがいただいた、入国審査に当たる職員の体制についてですが、ここ数年、定員は百人、百五十人、毎年ふえてきております。ふえてきているんですが、職員配備の重点は成田やあるいは関空ということになっているわけですね。これはこれで道理があることだと思うんですが、一方で、地方自治体も、地元空港を活用して積極的に国際便をチャーターしてきているわけですね。

現状では、地方空港で、では入国審査に対応するためどうしているかといいますと、東日本地域は成田空港から、あるいは西日本は関西空港の支局から、いわば機動部隊として、その都度経験ある審査官が出張してカバーする、こんなふうになっていると思います。今後、地方空港が人身取引やあるいは密入国のルートとしてねらわれる可能性が出てくるとい指摘も、これは現実にあるわけです。

私、これは、今後の入国管理体制全体の充実の中で、地方空港の問題も検討していくべきではないか、このように思っています。この点どうでしょうか。

三浦政府参考人 委員御指摘のとおり、委員御指摘のとおり、日本の各国内に地方空港にチャーター便がかなり飛来するようになっております。従来は考えられなかったような事態でございます。私ども入管といたしましては、もともと外国便が就航していない日本においてましては、入管の出先を設けたいところが多いわけでございます。最近では北海道、女満別空港とか帯広空港ですとかそういったところにも、また他陸の方の空港にも外国のチャーター便がかなり来ておるとい状況でございます。にわかになんかところに組織というわけにもいきませんが、今委員御指摘のとおり、いろいろなどころから出張いたしまして、適切に対応するべく努めておるわけでございます。

また、これも委員御指摘いただきましたが、入管職員、このところ御理解いただきました増員を認めていただいているわけでございますので、そういう中で人員の配置を合理的に行いまして、外国からお見になるお客様方に御迷惑がからないような努力を今後とも継続していきたいというふうに考えております。

赤嶺委員 最後に、外務大臣にお伺いいたします。

この人身取引について、日本の対応に対して世界から批判が強いという問題があります。アメリカの方から、日本の人身取引問題は大きく、国際的に活動する暴力団組織が関与している、日本政府は、全面的に対策を講じ、国内のこの重大な人権犯罪に対し対処し始めなければならない、このように強く指摘されているわけです。これはアメリカの国務省の人身取引報告書の中から引用したわけですが、日本もいわば人身取引の監視対象国という扱いにしているわけですが、他国から人権問題でこのように批判されるといことが自分が大変重大だと思っております。

その点で外務大臣がどうなふうに受けとめておられるか。また、国連等からも勧告が出ているわけですが、これらについて今後どのような具体的な努力をなされるおつもりか、外務大臣の答弁をお願いしたいと思います。

町村務大 臣 人身取引、まさに重大な人権侵害である、私もそう思います。人道的な観点から、こうした対策を講じなければならないけれども、そういうことでもありまして、先ほど来からお話しておりますように、昨年十二月に、関係閣僚が集まりまして人身取引対策行動計画というものをつくりました。これを今着実に実施してい、そのためのいろいろな法整備をしまして、今回御議論をいただいたようなの条約についても、まさにその一環であるう、お話をしております。

いやいしも、諸外国あるいは国際機関から日本が人身取引対策が非常に遅れているという批判を招かないように、これはもしっかりと取り組んでいかなければならない大変大きな課題であるというふうに思っていますので、外務大臣も関係大臣の一人として、政府全体を挙げてこの問題に全力で取り組んでいきたいと思っております。

赤嶺委員 終わります。

赤松委員長 次に、東門美津子君。

東門委員 社会民主党の東門です。いつものことながら最後です。よろしくお願いたします。

条約に入る前に、沖縄関連で二、三質問をさせていただきます。

米連邦議会の海外基地見直し委員会が五月五日、中間報告書をまとめてプッシュ大統領に提出いたしました。事実上の最終報告とも言われているこの中間報告は、普天間飛行場について、嘉手納飛行場か岩国飛行場へ移転、統合すべきと勧告しています。私自身は、今月初めに訪れたワシントンD.Cにおいて、この報告書は、今回の米軍再編に向け影響を与えないとの意見に接してはきましたが、政府としては、この中間報告の在日米軍再編への影響をどのように見ているのでしょうか、外務大臣の見解をお伺いいたします。

町村務大 臣 御指摘の報告書でありますけれども、この点、アメリカ政府になりますと、米海外地域見直し委員会が米連邦議会の委託に基づいて作成しているものであり、米政府の方針や現在の検討状況を必ずしも反映したものではありません。したがって、そういう性格のものである以上、日本政府として、これに一々のコメントをする立場にはないということでございます。

東門委員 この中間報告の中で、私申し上げた、嘉手納飛行場が岩国飛行場へ普天間飛行場を移転、統合すべきというふうにお話されていると、その上に立て、けさの東京新聞ですが、普天間早期返還をねらって、これはやはり「米海兵隊普天間基地のへり部隊を嘉手納基地に移すことで、普天間基地の早期返還につなげる狙いだ。」ということで、済みません、同じところを読んでしまいましたけれども、その普天間飛行場、嘉手納統合案というのが、しっかりと日米両政府関係者が明らかにしたという報道があるんですが、今現在、日米の間で普天間の飛行場は嘉手納に統合するという案が実際にあるのでしょうか、協議されているのでしょうか、お聞かせください。

町村国務大臣 毎回同じことを言って大変恐縮でございますけれども、いろいろなアイデアを協議はしておりますけれども、両国で今具体の案について意見が一致しているということではございません。今意見交換を行っている最中であるということで、今その新聞の記事、私は承認をいたしておりますが、いろいろな新聞記事が出され、その都度沖縄の皆さん方、あるいは関係する地元の方々にいろいろの期待やら不安やらを与えているということが大変申しわけなく思っておりますが、新聞が書くことをとめるわけにもまいりません。したがって、私どもとしては、その一々の報道についてもコメントすることは差し控させていただきます。

東門委員 私、この記事を読んだときに、かなり信憑性があると感じたんですね、ワシントンに行って、シンクタンクの皆さん、アメリカ政府の関係者の方々とお会いをしまして、いろいろお話を総合して、これはあり得ることかなと、それで、日米両政府関係者が明らかにしたとあるものですから、多分そうかと思いましたが、今明確に否定をされたので、そうだろうと、ではその方にとっていきたいと思えます。

その報告書についてさらに伺います。
報告書は、普天間以外の在沖海兵隊を沖縄に残置させることも報告しております。それは承知しております。在沖海兵隊の大幅な削減がなければ、たとえ普天間飛行場が返還されたとしても、住民の負担の軽減が十分に確保されるとは言えないと私たちははっきりと言います。

この中間報告には、日米両政府が沖縄の海兵隊を最大で八千人削減することを検討しているということも言及されていますが、政府として、在沖海兵隊の削減について、どのような方針で米軍と協議を進められるのか、あるいは進めるお考えなのか、伺いたします。

町村国務大臣 これもかねて申し上げているとおりでございますけれども、在日米軍の抑止力を維持しながら、また同時に沖縄等の地元への負担の軽減を図る、両方の観点を踏まえながら協議を進めているところでございます。

東門委員 海兵隊の削減、どうしてもやっていただきたい、これは大きな負担であるということも常々申し上げております。ですから、普天間飛行場が辺野古にできないのであれば、ではそれは県内にたらい回しをしていくということだけは絶対にしていただきたい。本来、いつもおっしゃっているように、抑止力の維持と県民の負担の軽減というのが、本当におっしゃっている意味がそのとおりならば沖縄県内でのたらい回しはやめていただきたいと強く要望しておきたいと思えますし、それから海兵隊の大幅な削減、これは真実にアメリカ側に申し出ていただいて、協議をしていただいて、実現していただきたいと思えます。

今はすべて協議中だとおっしゃっておりますので、それ以上はお聞きませんが、ただ、アメリカ側は、六月中にはアメリカ側の案は提案できるであろうということもおっしゃられます。それはもう大臣御存じだと思います。そういうことからすると、そんなに悠長に待つ必要はないかと思えますが、その件については、またこの次に質問をさせていただきます。

時間ありませんので、条約について伺います。

人身取引議定書について質問をいたします。

先ほどから重複する部分があるかと思えますので、ちょっと省きまして飛んでいきますけれども、人身取引の被害者は、多くの場合、不法就労や売春行為にかかわっているため、入管法や売春防止法などの、これは公然勧誘罪となっているようですが、法律違反で処罰される可能性があります。

本人、人身取引被害者が関与した法律違反は、大半が犯罪組織によって強制されたものであります。まず、被害者である本人を保護することが第一でなければなりません。被害者が処罰される可能性がある中で、被害者が我が国当局に保護を求めることを躊躇うよさる結果になっています。したがって、被害者が人身取引の結果強制された行為で処罰されないことを担保するための法整備が必要であると思えますが、いかがでしょうか。

大林政府参考人 お答え申し上げます。

人身取引の被害者が我が国において何らかの犯罪を犯した場合には、その犯罪の内容や人身取引被害との関連性を含めた犯罪の経緯等のさまざまな事情を総合的に考慮して起訴、不起訴の判断がなされるところでございまして、人身取引の被害者であるとの一事をもって一律に処罰をしないことは適当でない、このように考えております。

なお、警察当局におきましては、このような事件に関する起訴、不起訴の判断において、人身取引の被害者であることなどの諸事情を総合的に考慮し、適切に対処しているもの、このように承知しております。

東門委員 現在、我が国への人身取引送り出し国とされているタイ、フィリピンと、経済連携協定について現在協議が進められていると思えます。しかし、フィリピンからの人身取引の被害者の多くが興行ビザで入国していることを考えれば、経済連携協定による人の移動が人身取引の隠れみなのとされないためにも予防措置が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

神余政府参考人 先ほどの御質問でございますけれども、隠れみなのとして悪用されることが懸念されるということでございまして、外国人労働者受け入れに関しましては、平成十一年に決定されました第九次雇用対策基本計画に示されておられ、専ら、専門的、技術的分野の外国人労働者の受け入れは積極的に推進し、単純労働者の受け入れについては十分慎重に対応するというものでございます。

このような方針を踏まえつつ、経済連携協定の交渉における相手国からの労働者の受け入れの要望の扱いにつきましましては、受け入れる場合の適正な受け入れ方法や労働条件等の問題を含め、関係省庁間で十分協議を行った上で交渉に臨んでおります。

人身取引につきましましては、政府は、昨年十二月に策定されました人身取引対策行動計画に従って、出入国管理の強化を含む防止に関する諸施策を講じているところであります。

いずれにしても、人身取引の防止と活発な経済交流という二つの目的を両立させるために、引き続き効果的な人身取引対策を講じてまいり所存でございます。

東門委員 一点だけ、密入国議定書について質問させていただきます。

本議定書は、密入国の効果的取り締まりとともに、移民を密入国させることがその移民の生命及び安全を危うくすることがあることを懸念し、密入国の対象となった移民の権利を保護することを一つの目的としています。これを具現化するために、第十六条一項には、生命に対する権利及び拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取り扱いは品位を傷つける取り扱いは十分慎重に対応することと定められています。

しかし、密入国者や不法滞在者などが収容されている出入国管理センターの施設では、職員による暴行の訴え、対応への不満が絶えず、本項の要請に十分にとらえていないと言いたい実情が知られています。今後、施設を第三者が監視するようなシステムを構築するなど、密入国者の基本的な人権を保護、援助する法制の整備に真摯に取り組むべきだと考えますが、政府において具体的な検討は進んでいるのでしょうか。

三浦政府参考人 お答え申し上げます。

入管法におきましては、出入国管理センターなどの施設に設けられておりますいわゆる収容場、退去強制手続の対象となった方を収容する施設でございますが、これにつきまして、法律上は、被収容者に対して、保安上の支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられるという規定、また一定の寝具や糧食、食べ物を与えるということなどが規定されておまして、この規定に基づきまして適切に運営してあるところでございます。

万が一、暴行など、あってはならないこととありますが、そういう事態が仮に発生したといたしましても、当然、我々もいたしましても、犯罪に該当するということであるならば、事件を第三者である警察等に申告して、適切な捜査をお願いすることになるかというふうになっております。

東門委員 終わります。ありがとうございました。

赤松委員長 これにて両件に対する質疑は終了いたしました。

赤松委員長 これより両件に対する討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。松原仁君。

松原委員 私は、民主党、無所属クラブを代表して、人身取引議定書及び密入国議定書に対し、賛成の立場から討論を行います。

近年、複雑化、深刻化する国際組織犯罪に国際社会が一致して対処する上で、我が国が人身取引及び密入国に関する両議定書を締結することは有意義なことであり、賛成であります。とりわけ人身取引議定書に関して、我が国がILOなどの国際機関やNGOなどから人身取引の主要な受け入れ国となっていることを指摘されている状況を解消することは急務と考えます。

他方、人身取引議定書の締結に伴う国内法整備のため今国会提出されている刑法等の一部を改正する法律案が成立すれば、加害者の処罰は可能になると考えますが、被害者の保護については、被害者に在留特別許可を認めるなど、一定の前進は見られるものの、多くが当局の裁量にゆだねられているため、被害者の保護が果たして十分に図られることとなるのか懸念を持っております。

我が党は、人身取引の予防や被害者の人権を救済するためには、個別法の改正だけでなく、責任体制、保護支援体制、予算措置等について明記した法律の制定が必要と考えており、政府に対し、このような観点からの包括的な法整備を進めるよう求めるものであります。

また、我が党は、両議定書の本体条約である国際組織犯罪防止条約については、国際組織犯罪を防止するために同条約の締結は有意義なことと考え賛成いたしましたが、同条約実施のために政府が提出している犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案に、共謀罪の新設が含まれていることに大きな懸念を持っております。客観的行為とその結果により処罰することを原則としている我が国の刑法体系のもとで、犯罪の実行着手以前の共謀のみで処罰することができるとする共謀罪の新設することは、人権を不当に侵害する可能性があると考えます。政府は、こうした懸念に配慮しつつ、同法案を見直した上で、同条約を早期に批准すべきであります。

このように、我が党は、条約の国内法整備に関連した人身取引被害者の保護法制の不備及び共謀罪の新設を問題視するものでありますが、人身取引及び密入国への効果的な対処、並びに国際協力に資するために両議定書を承認することが妥当であると考え、以上です。

赤松委員長 これにて討論は終了いたしました。

赤松委員長 これより採決に入ります。

まず、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書の締結について承認を求める件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

赤松委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。

次に、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する陸路、海路及び空路により移民を密入国させることの防止に関する議定書の締結について承認を求める件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

赤松委員長 起立総員。よって、本件は承認すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

赤松委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

赤松委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十二分散会